

転入転出の手続の簡素化について

【1】付記転出届（法第24条、第24条の2第1項・第2項）

付記転出届等における付記事項は、転出証明書の添付の規定が適用されない転出届をする旨とする（施行令）



郵送またはインターネットによる届出



既存住基システム

転出地市町村

【3】転入地市町村長から転出地市町村長への通知（法第24条の2第3項・第5項）

送信情報（法第24条の2第3項）
転入届を受けた旨

専用回線

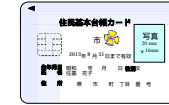
電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（総務省告示）

専用回線

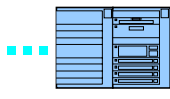
専用回線

【2】転入届（法第22条、第24条の2第1項・第2項）

転入届



住民基本台帳カード



既存住基システム

転入地市町村

転入の特例の適用を受けることができない場合
・付記転出届をした者がいずれかの市町村の住民基本台帳に記録されたことがある場合
・付記転出届により届け出た転出の予定年月日から30日を経過した日以後の場合（施行令）

【4】転出地市町村長から転入地市町村長への通知（法第24条の2第4項・第5項）

送信情報（施行令）

氏名	転出先及び転出の予定年月日
生年月日	住民票コード
性別	国民健康保険の被保険者である旨等
続柄	介護保険の被保険者である旨等
戸籍の表示	国民年金の被保険者である旨等
住所	児童手当の支給を受けている旨

【5】転入通知（法第9条第1項・第3項）

送信情報（住民基本台帳事務処理要領）

転入をした者の氏名	転出地の住所
生年月日	住民票コード
性別	
転入地の住所及び転入した年月日	

転出転入の特例処理に限らず、すべての転出入の処理において対応